

坂戸市が発注する建設工事等に係る入札結果等の公表要領

制 定 昭和58年 8月 1日

最終改正 令和 3年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負、設計・調査・測量、物品の納入及びその他の業務委託等（以下「工事等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札並びに随意契約（以下「入札等」という。）における入札結果等を公表し、透明性、客観性及び競争性の確保を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(入札等執行前の公表内容)

第2条 入札等執行前の公表内容は、次の各号に掲げる事項とし、指名通知後に公表するものとする。ただし、一般競争入札の場合は、入札の公告をもって公表に代えるものとする。

- (1) 工事等の名称
- (2) 入札等の（予定）年月日
- (3) 指名業者名（随意契約の場合）
- (4) 入札等対象額（設計額）（随意契約の場合を除く。）

(入札等執行後の公表内容)

第3条 入札等執行後の公表内容は、次の各号に掲げる事項とし、入札結果等の報告の決裁後（随意契約にあつては、契約の相手方の決定後）、入札経過調書又は見積開封記録の様式により公表するものとする。

- (1) 予定価格
- (2) 指名業者名（随意契約の場合を除く。）
- (3) 最低制限価格（随意契約の場合を除く。）
- (4) 入札等の経過（全入札者名又は見積者名及び入札金額又は見積金額）
- (5) 入札等の結果（落札者名又は契約の相手方名及び落札金額又は決定額）
- (6) 総合評価方式の技術評価点及び評価値
- (7) 積算内訳（入札に付した建設工事に限る。）

2 前項第7号の事項は、次のとおりとし、契約締結後に作成し、公表するものとする。

- (1) 工事等の名称
- (2) 工事場所
- (3) 工事内容（主工種、工期、工事概要）
- (4) 工事区分、工種、種別（種目、科目、中科目）については、それぞれの名称、単位、数量及び金額
- (5) 細別、規格については細別名、数量及び規格
- (6) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費は、単位、数量及び金額

(公表の制限)

第4条 入札等が不調となった場合は、不調となった旨のみを公表し、次の各号に定めるところにより公表するものとする。

- (1) 再入札等に付する場合 再入札等執行後の入札結果等の公表時

(2) 随意契約に移行する場合 契約の相手方の決定後（この場合、最終の見積結果も併せて公表するものとする。）

（公表方法・場所）

第5条 入札結果等の公表方法は、原則として自由閲覧方式とし、閲覧場所は入札等を執行した部所の所属長の指定する場所とする。ただし、第3条第1項第1号及び第4号並びに第5号に掲げる事項にあつては、随意契約であっても入札対象額（設計額）が、坂戸市契約規則第13条第1項各号に規定する契約の種類に応じて定める額を超える案件については、契約主管課が行うこととする。

2 前項ただし書きに規定する随意契約を執行した部所の所属長は、当該契約に係る見積開封記録の写しを契約締結後、速やかに契約主管課へ提出するものとする。

3 第2条及び第3条（第1項第7号を除く。）に掲げる事項のうち、入札に付した入札結果等の公表は、その概要をインターネットにより併せて行うものとする。

（閲覧の期間）

第6条 閲覧の期間は、原則として入札等を執行した翌年度から起算して5年以内とする。ただし、当該文書の保存年限を経過したものは除くものとする。

附 則

この要領は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成10年10月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

2 平成10年3月31日までに執行した入札等に係る公表については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

「坂戸市が発注する建設工事等に係る入札結果等の公表要領」の取扱いについて

平成10年7月29日	施行
平成12年4月	1日施行
平成15年9月	1日施行
平成17年2月	1日施行
平成27年4月	1日施行
平成28年4月	1日施行
令和3年4月	1日施行

【情報公開条例との関係】

- 1 この公表要領により公表する情報は、いわゆる「情報提供」の範疇である。

【第2条関係】（入札等執行前の公表内容）

入札等執行前の公表内容は、次のとおり取扱うこととする。

- 1 入札の場合（契約主管課対応）

指名通知を発する時点（仕様書を渡す日）に、①工事等の名称、②入札等の（予定）年月日、③入札等対象額（設計額）を公表する。ただし、一般競争入札の場合は、公告（告示）をもって公表に代える。

- 2 随意契約の場合（各発注担当課及び契約主管課対応）

指名通知を発する時点（仕様書を渡す日）で、①工事等の名称、②入札等の（予定）年月日、③指名業者名を、「見積参加者名簿」により公表する。

随意契約においては④入札等対象額（設計額）は、事前公表しないものである。また、⑤最低制限価格は入札での制度であるので随意契約にはありえない。

【第3条関係】（入札等執行後の公表内容）

入札等執行後の公表内容は、次のとおり取扱うこととする。

- 1 入札の場合（契約主管課及び各発注担当課対応）

入札結果の報告決裁後、①予定価格、②最低制限価格、③入札等の経過（全入札者名及び入札金額）、④入札等の結果（落札者名及び落札金額）については「入札経過調書」により公表し、⑤総合評価方式の技術評価点及び評価値については「入札結果表」により公表する。

なお、⑥積算内訳（入札に付した建設工事に限る。）は、契約締結後、各発注担当課において公表する。

- 2 随意契約の場合（各発注担当課及び契約主管課対応）

随意契約にあつては、契約の相手方の決定の決裁後、①予定価格、②見積りの経過（全見積者名及び見積金額）、③見積りの結果（契約の相手方名及び落札金額又は決定額）を、「見積開封記録」の様式により公表するものである。

【第4条関係】

入札が不調となり（設計変更をしないで）指名業者を入替えるなどして再入札に付す場合又は随意契約に移行する場合は、これを公表すると再入札等に際して予定価格を察知されるなど、公正な入札等を阻害する等の影響を及ぼすおそれがあるため、不調となった旨のみを公表し、その他の事項は再入札等執行後又は随意契約の相手方の決定まで公表しないこととする。

【第5条関係】

入札に係るものの閲覧場所は契約主管課で一括して行うので、各発注担当課では行わないこと。ただし、積算内訳の公表は、契約締結後において各発注担当課で行うこと。随意契約に係るもののうち設計額が、坂戸市契約規則第13条第1項各号に規定する契約の種類に応じて定める額を超えるもの（指名委員会付議案件）は見積開封記録の写しを契約主管課に送付し契約主管課窓口

で閲覧に供する。それ以下のものは発注担当課で行うものとする。

入札結果の公表は、閲覧のほか、その概要をインターネットにより行う。

【第6条関係】

閲覧期間は、平成10年4月以降に執行した入札等については、執行した翌年度から起算して5年（保存年限を限度）とし、平成10年3月31日以前に執行したものは、原則として従前の例（当該執行年度内）によることとするが、保存があれば所属長の判断で閲覧に供することは差し支えない。

【附則第2項関係】

平成10年3月31日以前に執行した入札に係る設計額、予定価格、最低制限価格の公表については、改正前の要領によるので事後公表の対象ではない。

【参 考】

入札結果等公表体系

公 表 項 目	入札の場合	随意契約の場合
	①公表の時期、②公表の担当課、③公表の様式等	
○ 工事等の名称 ○ 入札等の（予定）年月日	①事前公表 ②契約主管課 ③入札日程表	①事前公表 ②担当課 ③見積指名通知書
○ 指名業者名（一般競争入札の場合を除く。）	①事後公表 ②契約主管課 ③入札経過調書（窓口及びインターネット）	①事前公表 ②担当課 ③見積参加者受付名簿
○ 入札等対象額（設計額）	①事前公表 ②契約主管課 ③入札日程表（掲示板及びインターネット）	①事後公表 ②担当課（契約の種類に応じて定める額を超えるものは契約所管課） ③見積開封記録
○ 最低制限価格	①事後公表 ②契約主管課 ③入札経過調書（掲示板及びインターネット）	該当なし
○ 予定価格	①事後公表 ②契約主管課 ③入札経過調書（掲示板及びインターネット）	①事後公表 ②担当課（契約の種類に応じて定める額を超えるものは契約主管課） ③見積開封記録
○ 入札等の経過（全入札者名又は見積者名及び入札金額又は見積金額） ○ 入札等の結果（落札者名又は契約の相手方名及び落札金額又は決定額）	①事後公表 ②契約主管課 ③入札経過調書（窓口及びインターネット）	①事後公表 ②担当課（契約の種類に応じて定める額を超えるものは契約主管課） ③見積開封記録
○ 総合評価方式の技術評価点及び評価値	①事後公表 ②契約主管課 ③入札結果表（窓口及びインターネット）	該当なし

○ 積算内訳（入札に付した建設工事に限る。）	①事後公表(契約締結後) ②担当課 ③第3条第2項により別途作成したもの	該当なし
------------------------	--	------

※ 入札・契約情報の公表について不明な点は、契約主管課まで照会ください。